



令和4年10月19日
経済部農林水産課
0438-23-8445

木更津市地産地消推進店の認定を始めます

令和4年3月策定の「木更津市食育推進計画」に基づき、市民に地場農林水産物等（千葉県内で生産、収穫、水揚げ、飼育されたもの及びそれらを主な原材料として加工されたもの）への理解と地産地消の意識向上につなげ、生産と消費拡大を図ることを目的に、「木更津市地産地消推進店認定事業」を創設し、小売店・飲食店からの申請を『ちばの食育月間』に合わせ11月から始めます。

1 認定によるメリット

認定店：認定証の交付、のぼり旗、ステッカーの資材提供のほか、市ホームページ・チラシ等を通じて広く周知し、地産地消に取り組んでいるお店を応援します。

市民：認定店を周知することで地場農林水産物が購入しやすくなります。

2 認定申請手続き

市内に所在するスーパー、八百屋、魚屋、農産物直売所などの小売店や市内に所在するホテル、すし店、レストラン、居酒屋などの飲食店が認定申請書を提出。
(6月末及び12月末を締切日とする)

3 認定基準

個別事項—小売店：概ね6か月以上の販売・掲示を行う
飲食店：通年で1品以上使用し、掲示を行う

4 グレードの付与

取扱品の産地により4階級に区分

- ★★★★ (四つ星) 木更津産の米、野菜などの有機農産物
- ★★★ (三ツ星) 木更津産の野菜、果物、水産物など
- ★★ (二つ星) 君津・富津・袖ヶ浦産の野菜、果物、畜産物、水産物など
- ★ (一つ星) それ以外の千葉県産の野菜、果物、畜産物、水産物など

5 販売促進資材（お店の目印）



認定店には、認定証のほか、のぼり旗、ステッカーを貸与します。